

認知症対応医療機関募集要項

1 主 旨

今後増え続ける認知症の人に対応し、患者や県民が、身近な地域で気軽に認知症の診断や相談が受けられるよう、また、かかりつけ医と専門医療機関の連携による診断・治療を推進するため、認知症に対応可能な医療機関を募集・登録し、併せて医療、介護等の関係機関及び県民へ周知を行う体制を整える。

2 認知症対応医療機関とは

今回の認知症対応医療機関は、平成 24 年度に兵庫県から委託され県医師会と兵庫県精神科病院協会が主体となった委員会で作成した登録基準に該当する医療機関とする。

なお、登録の有無により認知症の対応を制限するものではない。

また、登録するか否かは、医療機関の判断によるものとする。

3 募集期間

随時申請を受付

4 申請資格

兵庫県内に開設している医療機関であること。

5 申請方法

(1) 提出書類 認知症対応医療機関登録申請書（様式 1）

(2) 提 出 先 以下の機関のいずれか 1 か所に提出する。

対象医療機関	提出先	所在地	電話番号
①兵庫県医師会会員	兵庫県医師会	〒651-8555 神戸市中央区磯上通 6 丁目 1-11	078-231-4114
②兵庫県精神科病院協会会員	兵庫県精神科病院協会	〒651-8555 神戸市中央区磯上通 6 丁目 1-11	078-230-1128
③その他の医療機関	兵庫県認知症対策室	〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目 10-1	078-341-7711 内線 2912

6 県民への周知について

(1) 認知症対応医療機関として、「身近な医療機関」と「専門医療機関」の 2 区分により、内容を説明するとともに、受診方法や医療の流れ等について啓発する。

7 認知症対応医療機関登録名簿の取り扱いについて

申請に基づき、認知症対応医療機関登録名簿を作成する。名簿は毎年度更新を行い、県下の全医療機関へ送付する。

なお、名簿の追加・修正・削除については、関係機関団体等を通じて、随時連絡を行う。

また、名簿の一般公表は行わない。

8 登録内容の変更・登録の取り消しについて

(1) 必要書類

- ①登録内容の変更の場合・・・様式1：認知症対応医療機関登録（変更）申請書
- ②登録取り消しの場合・・・様式2：認知症対応医療機関登録取り消し届

(2) 提出先 登録申請をした機関へ提出する（随時受付け）。

9 認知症対応医療機関名簿を活用した医療連携の例

(1) 認知症対応医療機関A型から

- ① 行動・心理症状の対応が必要な場合 →B型・F型・認知症疾患医療センターを紹介する。
- ② SPECT等を活用した鑑別診断が必要な場合 →F型・認知症疾患医療センターを紹介する。
- ③ 認知症の入院治療が必要な場合 →C型を紹介する。

(2) 認知症対応医療機関F型・認知症疾患医療センターから

- ・日常の認知症の治療等を継続する場合 →A型・その他紹介元の医療機関へ逆紹介する。

(3) 認知症対応医療機関A型・B型・C型・F型・認知症疾患医療センターから

- ・認知症以外の身体合併症の対応が必要な場合 →D型・E型を紹介する。